

定

款

株式会社 サイネックス

## 第 1 章 総 則

( 商 号 )

第 1 条 当社は、株式会社サイネックスと称し、英文では SCINEX CORPORATION と表示する。

( 目 的 )

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 広告業及び広告代理業
- (2) 各種印刷物の企画、出版並びに販売
- (3) 各種印刷物の編集、製版、印刷、製本
- (4) 情報の収集、処理並びに情報の提供サービスに関する事業
- (5) 情報及び宣伝の企画、編集
- (6) 有線通信機器及び無線通信機器の製造、販売
- (7) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- (8) 自動車用洗車場の企画、設計、施工、管理、運営及び自動車の修理に係わる業務
- (9) 各種自動車の販売、買取及び輸入
- (10) 各種自動車のリース業並びにレンタル業
- (11) 一般貨物自動車運送業及び運送代理店業
- (12) 食品、酒類及び清涼飲料の輸入、販売及び仲介
- (13) 一般日用品雑貨の販売及び仲介
- (14) インターネット上でのショッピングモールの開設と運用業務
- (15) 販売促進に関する企画並びに販売促進用各種物品の企画、販売及び仲介
- (16) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務

- (17) 経営情報の提供並びに経営コンサルタント業
- (18) 市場調査並びに各種マーケティングリサーチ業
- (19) 金融業、投資業及び証券取次業
- (20) 人材派遣及び一般労働者派遣業
- (21) 有料職業紹介業
- (22) 旅行業及び旅行業者代理業
- (23) 事務代行業務
- (24) 郵便物等の発送代行業務
- (25) 古物営業法による古物商
- (26) 歯科診療材料、歯科衛生用品の販売
- (27) 歯科技工所の経営
- (28) 医療機器、医療用備品の販売及び賃貸
- (29) 医療施設の営繕及び清掃業務
- (30) 医療に対するコンサルタント業務
- (31) 前各号に付帯する事業

( 本店所在地 )

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

( 機 関 )

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

( 公 告 方 法 )

- 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

( 発行可能株式総数 )

- 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、22,000,000株とする。

( 単元株式数 )

- 第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

( 単元未満株式についての権利 )

- 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

( 株主名簿管理人 )

- 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

( 株式取扱規程 )

- 第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### ( 株主総会の招集 )

第 1 1 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### ( 定時株主総会の基準日 )

第 1 2 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### ( 招 集 地 )

第 1 3 条 株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか、三重県松阪市において招集する。

#### ( 招集権者及び議長 )

第 1 4 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### ( 電子提供措置等 )

第 1 5 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### ( 決議の方法 )

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### ( 議決権の代理行使 )

第 1 7 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当社の、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

2. 当社の、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、役付取締役及び相談役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により取締役社長1名を選定するほか、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会の決議により相談役若干名を委嘱することができる。

( 取締役会の招集権者及び議長 )

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

( 取締役会の招集通知 )

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

( 取締役会の決議の省略 )

第 24 条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

( 重要な業務執行の決定の取締役への委任 )

第 25 条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

( 報酬等 )

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

( 取締役の責任免除 )

第 27 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等で

あるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監 査 等 委 員 会

( 監査等委員会の招集通知 )

第 28 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

( 選 任 )

第 29 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

( 任 期 )

第 30 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

( 報 酬 等 )

第 31 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

( 事 業 年 度 )

第 32 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

( 剰余金の配当等の決定機関 )

第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。



( 剰余金の配当の基準日 )

第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

( 配当金の除斥期間 )

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

## 附 則

( 監査役の実任免除に関する経過措置 )

第 1 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第51回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

( 株主総会資料の電子提供に関する経過措置 )

第 2 条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

令和 4年 6月 29日 改 定